

NPO 法人 NEXTEP 役員報酬規程

第 1 条 (目的)

NPO 法人 NEXTEP (以下「法人」という) の理事ならびに監事 (以下「役員」という) に支給する報酬その他の給与の取り扱いに関する事項は、この規程の定めるところによる。

第 2 条 (報酬の有無)

役員報酬は原則として発生しない。

2 前項に関わらず、法人を代表する理事が常勤役員として法人業務に従事する場合には役員報酬を年額 3000 万円以内に設定し支給する。

(報酬等の支給方法)

第 3 条 役員に対する報酬の支給の時期は、毎月月末日とする。

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

この規程は平成 21 年 5 月 26 日より施行する。

この規程は令和 4 年 6 月 1 日より施行する。(令和 4 年 4 月 20 日理事会議決)